平成２３年（フ）第６３７８号
大阪市此花区伝法１丁目１番２―616号
債務者　金高興業こと　金高　　勲
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４６０号
大阪市住吉区我孫子３丁目６番37号　今井コーポ102号
債務者　松岡　尚輔
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５３５号
大阪市住吉区上住吉２丁目16番28号
債務者　西野こと　西野　高則
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５７６号
大阪府東大阪市荒本１丁目８番14―801号　14棟801号
債務者　山尾　寿代
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５９０号
大阪府貝塚市福田150番地
債務者　髙橋　正義
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７５６号
大阪市阿倍野区阿倍野筋３丁目10番１―507号
債務者　西塚美智子
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８１０号
大阪府八尾市若草町３番35―201号
債務者　田澤　　香
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８６０号
大阪市東淀川区大隅１丁目２番16―302号
債務者　畠腹加奈子（旧姓伊地知）
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６９５０号
大阪市大正区三軒家西２丁目１番11号
債務者　武田　　武
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７０１２号
大阪府守口市八雲東町２丁目36番14号
債務者　山口まゆみ
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７０６２号
大阪府高槻市塚原５丁目８番５号
債務者　本田　雅行
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７０６３号
大阪府高槻市塚原５丁目８番５号
債務者　本田　桃子
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７１１１号
大阪市生野区田島４丁目14番22号
債務者　木村　元行
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７１３９号
大阪府摂津市正雀２丁目６番18号
債務者　中道　絵美（旧姓佐野・山下）
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７１５３号
大阪府豊中市北条町２丁目８番９号
債務者　松本　和江
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７１５５号
大阪府東大阪市日下町４丁目２番10―407号
債務者　北薗　文江
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７１５６号
大阪市浪速区久保吉２丁目１番５―405号
債務者　河村　修二
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３号
広島県庄原市東城町久代549番地
債務者　吉永　住江
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
広島地方裁判所三次支部